議題１　ストレスチェックの実施方法について（高浜市提出）

資料1

市名	回答	
名古屋市	①ストレスチェックの目的の周知方法	安全衛生委員会や安全衛生課ホームページ及びメンタルヘルス研修会などにおいて周知します。
	②実施体制	ストレスチェック制度担当者：安全衛生課職員
		ストレスチェック実施者：産業医、保健師
		ストレスチェック実施事務従事者：安全衛生課職員、産業保健スタッフ
	③実施方法	８月のメンタルヘルス推進月間に実施します。
		職業性ストレス簡易調査票を配付し、回答後返送する形式で行います。
		結果が実施者の定める基準に該当する場合は、産業保健スタッフによる面談（補足的面談）を行います。
		補足的面談の結果、医師による面接指導を受ける必要があると判断され、本人が希望する場合は医師による面接指導を行います。
		結果の通知や面談等のお知らせはプライバシーに配慮して行います。
	④集計・分析の方法	職場環境改善のために基本的には課などの所属単位（回答10人以上）で集計します。
	⑤受検の有無（未受検）の情報の取扱い	受検の有無の情報は安全衛生課のみで保有します。
	⑥結果の保存方法	記録は安全衛生課のサーバー内に5年保存とします。
	⑦利用目的及び利用方法	ストレスチェックの結果や面接指導の結果は、職員のセルフケアと就業上の措置の実施の目的の範囲内で利用します。集計と分析は職場環境改善の目的の範囲内で利用します。
	⑧情報の開示、訂正、及び削除の方法	対応窓口は安全衛生課とします。
	⑨情報の取扱いに関する苦情の処理方法	対応窓口は安全衛生課とします。
	⑩ストレスチェック受検の義務	義務ではありませんが、職員のセルフケアと職場環境の向上のため、特別な事情のない限り、ストレスチェックを受けるよう勧めています。
	⑪不利益取扱いの防止	ストレスチェックについて職員の不利益な取扱いは法的に禁じられています。ストレスチェックの受検や未受検、面接指導の希望の有無等による不利益取扱いはありません。
豊　橋　市	●スケジュール 入札・契約　　６月末 アンケート実施　８月下旬～９月中旬 個人結果配布　　１０月末 全職員に対して紙のアンケート用紙を使用し、委託にて実施する。 高ストレス者を選定する基準については、厚生労働省「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」における「高ストレス者を選定するための方法　評価基準例（その１）」を用いる。 高ストレス者に対しては、個人結果報告書に面談の案内を同封し、それより１ヵ月以上面談の申出がない者には産業保健スタッフより面談の再勧奨を行う。面談の申出があった場合には、産業保健スタッフを通じて、産業医との日程調整を行い実施する。	

市名	回答
岡　崎　市	実施時期は8月頃を予定。 紙での実施。 1割が高ストレス者となるよう設定する。 高ストレス者となった1割の職員全員に面接勧奨をする。申出のあった者に対して、保健師の一次面接の後、希望する者に産業医の面接指導を行う。必要に応じて、精神科医、臨床心理士への相談も可能。
一　宮　市	【１．実施時期（予定）】 ①実　　施　　９月【Web検査】及び【紙検査】 ②評価結果の通知　　【Web検査】　即時、【紙検査】　　１１月上旬～１１月中旬 ③高ストレス者の選定及び通知　　１１月上旬～１１月中旬 ④面談希望の有無等、確認　　１１月中旬～１２月中旬 ⑤集団ごとの集計・分析　　１２月上旬～ ⑥未回答者への面談勧奨　　翌年１月上旬～随時 ⑦医師による面接指導実施　　翌年１月中旬～ 【２．方法】 「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）に準ずる様式を用いて、web又は紙媒体で行う。 【３．高ストレス者はどの程度とするか】 ストレスチェックの個人結果を、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成27 年５月 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）に示されている素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャート等に示すことにより評価し、その評価結果を基に実施者（産業医の中から１名及び企画部人事課の保健師１名）が高ストレス者の選定行う。 【４．産業医の関わり方等】 ・産業医の中から1名、ストレスチェック実施者を定め、産業医を実施代表者、企画部人事課保健師を共同実施者とする。 ・実施者として面接指導を実施する医師を、市民病院医師から指名する。 ・実施者として高ストレス者の選定を行う。 ・実施者が、医師の面接指導を受ける必要があると判定された職員が、指定の期日までに医師による面接指導を申出ないときに、該当する職員に申出の勧奨を行うことができる。 ・実施者として、実施事務従事者に個人のストレスチェック結果が特定されない集計データの作成を指示する。
瀬　戸　市	本市では、今年度のストレスチェックについて以下のとおり予定しています。 実施時期：10月～12月 方法：業務委託 高ストレス者の割合：5%程度 産業医の関わり方：本市ストレスチェックの実施者（予定） ①高ストレス者判定基準の決定 ②高ストレス者の決定 ③面接指導の実施

市名	回答
半　田　市	ストレスチェックは、健康診断のメンタル部門と位置付け、健康診断実施機関に委託したい意向で、スケジュール（予定）は、以下のとおりである。 ５月　安全衛生委員会で、実施方法、日程について審議。 ６月上旬　実施機関と委託契約。 ６月中旬　受検対象者（都市共済または協会けんぽ加入者で、健康診断受診対象者に同じ）名簿を実施機関に提出。 ７月上旬　調査票配布（紙媒体、窓明き封筒に入れ、密封して提出） ８月下旬　調査票をまとめて実施機関へ送付。 ９月上旬　結果を受検者に通知する（高ストレス者本人は、この時点で認知し、実施者に面接を希望できる）。 ９月　対象者で未提出の者に提出を促す。 ９月下旬　結果を受検者に通知する（遅れて提出のあった分）。 ９月下旬　集団的分析結果が実施者に通知される。 なお、面接指導の希望があれば、、実施機関が委託する医師によって行う予定であるが、就業上の措置ができない等、問題が残る。　事業所内の産業医、保健師に依頼する方法もあるが、これが可能かどうかは、不透明である。
春 日 井 市	【実施時期】平成28年10月頃 【方法】紙方式で、医師の面談以外は業者委託 【高ストレス者について】厚労省によるマニュアルで示す標準基準を基に産業医が決定する。 概ね基準に基づき、高ストレス者を抽出し、面談勧奨の通知を出す。その後、面談の必要がある者には追加で通知を行う。
豊　川　市	【実施時期】 平成28年７月～10月頃 【実施内容】 ・職業性ストレス簡易調査票（57項目）によるストレスチェック ・課等の単位毎の集団分析 【方法】 本市においては、外部機関への委託によりストレスチェック及び集団分析を実施する予定です。検査は、紙媒体の調査票により、常時勤務する職員（正規職員、再任用職員及び社会保険加入の臨時・嘱託職員）を対象として行い、調査票の作成から結果書の作成までを外部へ委託する予定です。 実施者は本市の産業医とし、高ストレス者に対する面接指導についても当該産業医が行いますが、高ストレスの判定基準については、今後検討していきます。
津　島　市	・ストレスチェックは、国が標準として示す57項目の「職業性ストレス簡易調査票」を使用し、ICTを利用して8月～9月に実施し、10月以降に面接指導を実施する予定です。 ・高ストレス者の判定は、厚生労働省が推奨する方法により実施する。 ・集団ごとの集計・分析を実施し、職場環境の改善に取り組む予定です。 ・産業医は実施者として、 労働安全衛生委員会における調査審議及び面接指導等に関わっていただきます。

市名	回答
碧　南　市	・実施時期　年に１回、９月実施予定。 ・方法　外部機関に委託。調査票は電子媒体（庁内ＬＡＮ等）と紙媒体の併用。対象者は正規職員、再任用職員、臨時職員（社会保険加入者のみ）。 ・高ストレス者の程度　委託業者決定後、検討する。 ・産業医の関わり方　高ストレス者として判定された者への面談
刈　谷　市	実施時期：8月～9月頃を予定　方法：基本的にはメールアカウントのある職員はＩＣＴ利用、それ以外の職員は紙媒体（質問紙）を検討　高ストレス者の割合：厚生労働省の示す割合を想定していますが、現時点では未定です。　産業医の関わり：共同実施者として関わっていただく予定です。
豊　田　市	別添参照
安　城　市	ストレスチェックを８月、結果通知、高ストレス者の抽出および面談対象者の選定を９月、面談を１０月に実施できるよう準備を進めている。 実施方法は、紙媒体およびＷｅｂの併用。チェック表の作成、配付、結果集計、結果の個人通知、高ストレス者の抽出、面談対象者への通知、および集団分析を業務委託していく。高ストレス者の選定については、厚生労働省のマニュアルに掲載のある評価基準の例（その２）に沿って行う予定。 本市では、実施者を産業医としている。主な関わりとしては、実施者として、総括安全衛生委員会にてストレスチェック制度へのご意見いただくこと、面談対象者の選定、面談対象者への面談を行っていただく予定。また、業務増加に伴い、今年度より、報酬６３，０００円から９３，５００円へ増額を行った。
西　尾　市	・H28.4.4　定例部長会議にて、市長の方針を表明し、全職員に通知した。 ・対象者は、正規職員（再任用含む）、一定時間以上勤務する臨時職員等（社会保険加入者）とする。 ・実施者は、産業医とし、西尾市民病院からの選出する。（依頼中） ・実施事務は、外部EAPに委託し、ストレスチェック実施計画（心の健康づくり計画を含む）、セルフケア・ラインケア研修、ストレスチェックの実施、集計・分析、高ストレス者へのカウンセリング及び医師面談への勧奨を行う。 ・ストレスチェック実施計画は、9月までに職員安全衛生委員会で調査検討し決定する。 ・なお、高ストレス者の抽出は、対象者の1割程度を予定している。 ・ストレスチェックは、Web及び紙媒体を使用し、H28.11月末までに実施する。
蒲　郡　市	7月から８月に、委託により実施。 高ストレス者の基準は国の基準通り。 高ストレス者で申し出のあった者の面談は産業医が行う。

市名	回答
犬　山　市	職員の健康診断の時期（８月）に、実施予定。 ストレスチェックは、５７項目の「職業性ストレス簡易調査票」を基本として、WEBまたは紙媒体で行う予定です。 共同実施者として、委託業者と契約をし、調査票の配布回収、分析、医師面談の勧奨事務を委託します。 高ストレス者の判定は、厚生労働省の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に示されている素点換算表を用いて行う予定ですが、詳細は共同実施者と協議の上、決定します。高ストレス者は全体の１割弱程度と推定しています。 産業医は、実施代表者として、市指定の精神科医とともに、高ストレス者の面談指導を行っていただく予定。ただし、毎月１回２時間の産業医の健康相談業務の中で実施する予定なので、今後詳細については、調整が必要と考えています。
常　滑　市	実施時期　7月～10月頃 対象者　正職員及び臨時職員のうち社会保険加入者（ただし、メンタル不調で治療中の者は除く。） 調査票　職業性ストレス簡易調査票（57項目）を使用 その他　集計、評価、分析及び面接指導対象者抽出は委託
江　南　市	・実施時期：9月から10月までのいずれかの1週間 ・対象者：正規職員（再任用職員は除く）、臨時・パート職員（年度末まで任用見込みがあり、週2.5日以上の任用をしている者）、嘱託員 ・実施方法：職業性ストレス簡易調査票（57項目）を用い、Ｗｅｂ、紙媒体による自記式の質問票を用いて実施。高ストレス者の選定は、平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室から出された「労働安全衛生法に基づくストレスチェック実施マニュアル」に示されている「評価基準の例（その1）」に準拠する。産業医は実施者となり、高ストレス者の面談を行う。また、課ごとの集団分析も行う。分析は前述のマニュアルに示されている仕事のストレス判定図を用いて行う。
小　牧　市	２７年１２月に実施。 対象者は正規職員と社保加入の臨時嘱託職員 紙媒体にて実施 高ストレス者の算出は厚生労働省作成マニュアル「評価基準の例（その１）に準拠
稲　沢　市	今年度、実施方法も含めて検討中
新　城　市	２７年度は制度周知のためのパンフレット（既製品）を全職員へまず配付した。 今年度の具体的なスケジュールは現在調整中であるが、速やかに「ストレスチェック実施計画書」を策定したうえで「安全衛生委員会」での協議を経て、具体的な作業に移っていきたい。産業医との関わりについては、本市の場合市民病院に当該医師が所属しているので調整を進めたい。
東　海　市	①実施時期:平成２８年７月15日～８月15日　予定 ②実施方法　:厚生労働省基準「職業性ストレス簡易調査票(５７項目)」を用いた、紙媒体による調査票の配布・回収 ③高ストレス者の選定方法:ストレスチェック制度実施マニュアルに基づく、標準化得点を用い、高ストレス者として選定された者のうちから、実施者(産業医)が必要と判断した者とする。　④ 産業医の関わり方:委託の産業医のため、実施者として、高ストレス者の選定と面接指導を行うが、その他実務については、共同実施者として保健師が行う。

市名	回答
大　府　市	○実施時期：８月頃 ○実施方法：紙媒体 ○高ストレス者の基準については、実施者等の意見を踏まえ、安全衛生委員会で調査審議のうえ決定しますが、詳細は未定です。 ○産業医に実施者及び高ストレス者の面接指導を依頼する予定です。
知　多　市	実施時期は、９月頃を予定。実施方法は、厚生労働省の推奨する57項目の職業性ストレス簡易調査票を使用し、職員に配布後、提出してもらう予定です。 高ストレス者の範囲については、厚生労働省の実施マニュアルのとおりとする。また、産業医の関わりについては、結果の確認、意見書の提出、高ストレス者への受診勧告をしていただく予定です。
知　立　市	【実施時期】平成２８年９月から１０月の間 【方法】「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に示されている素点換算表を用いて、その結果を図表で示す 【高ストレス者】 ①「心身のストレス反応」の合計点数が７７点以上の者 ②「仕事のストレス要因」及び「周囲のサポート」を合算して７６点以上かつ「心身のストレス反応」の合計点数が６３点以上の者 【産業医】実施代表者として関わる（面接指導など）
尾 張 旭 市	具体的なことはまだ決まっておりません。 今後、業者を選定し、産業医と相談しながら詳細を決めていく予定です。
高　浜　市	外部機関に委託し産業医を共同実施者にする方向で調整していますが、実施時期、産業医が関わる範囲、高ストレス者選定の評価基準など、まだ方針を決めかねている状況ですので、各市の状況をご教示いただき参考にさせていただきたいと考えております。
岩　倉　市	本市では、毎年７月下旬に職員向けの健康診断を実施しており、その際にストレスチェックも同時に実施することを予定しています。高ストレス者の選定については、健康診断の受託者が決定次第、受託者から調査内容の聞取り及び選定に対する意見聴取を実施し、安全衛生委員会での調査審議を経て決定する予定ですので、現在のところ具体的な基準は未定です。また、産業医については、面接指導の際に関わっていただくことを予定していますが、高ストレス者からの申出方法や面接指導の実施方法など具体的な手法については未定です。
豊　明　市	① 実施時期　：　平成２８年６月下旬予定 ② 実施方法　：　Ｗｅｂ版ストレスチェック ③ 高ストレス者の程度　：　一定水準以上のストレス値 ④ 産業医の関わり方　：　高ストレス者面談を実施
日　進　市	健康診断実施と同時期（例年7月末～8月頭）に、健康診断を実施する医療機関へ委託して行う予定です。 高ストレス者の選定基準は国の方法に準じることとし、産業医は共同実施者としています。

市名	回答
田　原　市	実施時期については、８月にストレスチェックを行い、結果分析を行った後に、産業医による面接指導を１１月下旬に行う予定。実施方法については、紙の調査票に記入する方法で行う。調査表作成、結果分析は、業者委託する。高ストレス者の程度については、調整中。産業医の関わり方について、産業医がストレスチェックの実施者となるが、調査票の回収、高ストレス者の通知等は事務従事者が行う。産業医は、ストレスチェックの結果を分析し、高ストレス者の選定する。また、高ストレス者から申出があった場合に、面接指導を行う。
愛　西　市	【実施時期】：6月上旬から下旬 【実施方法】：ＷＥＢでの実施 【高ストレス者の程度】：実施結果レポートを専門医（代務医）に転送し、その医師の判断による。 【産業医の関わり方】：産業医は専門外のため、上記専門医（代務医）から高ストレスの職員に対し相談案内や書籍を郵送してもらう。また、組織分析結果の良くない所属に対しアンケートを実施し、その結果を基に、専門医（代務医）に『職場改善意見書』を作成してもらう。
清　須　市	正規職員及び社会保険加入者を対象として、毎年８～９月に実施する健康診断と併せて委託して実施する予定である。ストレスチェックの受検は強制ではないが、制度の目的からより多くの職員への受検を推進していく。 高ストレス者の基準は、厚生労働省の実施マニュアルを元に本市独自の基準点を設定予定であり、高ストレス者と判断された職員は産業医の面談を受けられるように、面談方法等を現在産業医と調整中である。 また、各個人のストレスチェックの結果を元に集団分析を行い、職場環境改善の参考とする。
北名古屋市	①実施時期について 27年度は試行として、平成28年1月末～2月に実施しました。平成28年度は労働衛生週間での実施を検討しています。 ②実施方法について 産業医を実施者として、実施事務従事者に人事担当者を選任して、自前で実施しました。調査は厚生労働省が開発したストレスチェックツール（23項目版）を使用し、実施の通知から結果の送付までを全て実施事務従事者が担当しました。 ③高ストレス者の線引きについて 厚生労働省の基準（マニュアル）に準じ、高ストレス者を抽出しました。 ④産業医の関わりについて 産業医を実施者とし、実施方法等について助言をいただくとともに、高ストレス者に対する面接指導を依頼しました。
弥　富　市	本市では平成２８年３月に弥富市職員衛生委員会にてストレスチェックの実施方法等について調査審議を行ったところ次のとおり決定しました。 【実施時期】８～９月頃の予定 【実施方法】厚生労働省の推奨する５７項目の調査票によりＷＥＢを使用して行う。 【高ストレス者の程度】外部委託業者により高ストレス者の抽出（全体の１０％程度を想定）を行い、その後、抽出したリストにより産業医・保健師・臨床心理士にて高ストレス者の判定確認を実施する。 【産業医の関わり方】位置付けとしては保健師と共に実施者とすることで決定。関わり方としては、高ストレス者の判定確認の際、産業医にサインをして頂く。なお、医師面接指導は別途外部委託にて実施予定。

市名	回答
みよし市	ストレスチェックの実施時期は、７月を予定しています。 方法については、産業医の指示のもと、外部委託する事業者が職員のストレス値を部、課、役職等部門ごとに集計し、人事課において職場単位でのストレスの傾向や特徴、ストレスの高い部署や低い部署などの集団分析をし、職場診断を行います。 高ストレス者は、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアルの評価基準の例（その１）に準拠し、心身のストレス反応（29項目）の合計点数が77点以上、若しくは、仕事のストレス要因（17項目）及び周囲サポート（９項目）を合計した点数が76点以上であって、かつ心身のストレス反応（29項目）の合計点数が63点以上の者として実施する予定です。 高ストレス者と判定された場合、希望者には産業医との面談を受けていただき、産業医が就業制限等の要否を判定します。
あま市	実施時期・・・平成２８年１０月頃の健康診断の実施時期にあわせて検討中 実施方法・・・職業性ストレス簡易調査票（５７項目版）とし、実施媒体は紙媒体にて検討中 高ストレス者の選定方法・・・労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル「評価基準の例（その１）」に準拠する方向で検討中 産業医・・・ストレスチェックの実施者として位置付ける予定
長久手市	（実施時期） 10月から11月を予定 （方法） 従前より月1回の健康相談を実施しており、それに合わせてチェックを実施することを検討している。また、実施にあたって用いる媒体については、電子媒体とするか紙媒体とするか現在検討中である。 （高ストレス者の程度） 国の指針（受検者の上位１０％）を参考にしつつ、産業医、精神科医及び安全衛生委員で協議のうえ決定する予定である。 （産業医の関わり方） 産業医のほか精神科医も委嘱しており、精神科医による面接を経て産業医による面接を行う形を検討している。